

軽度要介護者へのサービス給付見直しは得策か？

◆軽度要介護者への介護給付の在り方が検討課題とされている

2024年6月に策定された「骨太の方針2024」に、介護保険制度に関連して「軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、第10期介護保険事業計画期間の開始の前までに検討を行い、結論を得る」という記載がある。

地域支援事業と介護給付の比較

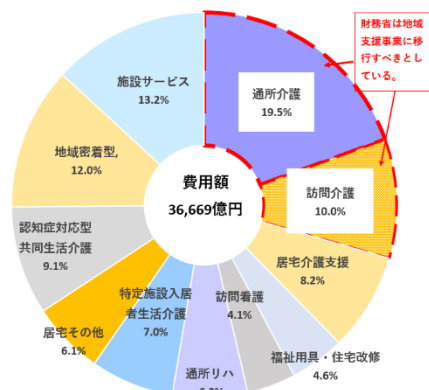
	地域支援事業	介護給付
対象者	要支援1～2、それ以外の者	要介護1～5
特徴	地域の実情に応じ、住民主体の取組など効果的・効率的なサービス提供を実施	サービスの種類・内容・人員基準・単価等が全国一律
基準例	人員基準なし（ボランティア可） 面積制限なし	介護職員2人以上 一人当たり3㎡以上

要支援1～2者の訪問介護・通所介護が2018年3月に介護給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行

出典：財務省 2024年5月財政制度等審議会 建議「我が国の財政運営の進むべき方向」参考資料 IV-3-11を元にARC作成

◆要介護（1・2）への介護費用

厚生労働省「2021年度介護保険事業状況報告年報」



これは、財務省が24年5月にとりまとめた財政制度等審議会の建議にある「介護のための人材や財源に限りがある中で、専門的サービスをより必要とする重度者（要介護3～5）への介護給付を重点化し、軽度者（要介護1・2）に対する訪問介護・通所介護を段階的にでも地域支援事業へ移行していくべき」という意見を反映したものだ。介護給付では、サービスの種類・内容・人員基準・単価などが全国一律であるのに対し、市町村が行う地域支援事業では、一律基準がなく地域の実情に応じ、住民主体の取組など効果的・効率的にサービス提供できるとしている。

◆短期の支出削減だけでなく、介護の品質確保と経済影響全体の考慮が必要

22年度データでは訪問介護利用者106万人の58%、通所介護利用者152万人の68%が要介護1・2だ。人員基準なし・面積制限なしの地域支援事業への移行により、短期の介護費用の削減は確実だろうが、種々の基準なしでは、認知症の人も多く含まれる要介護1・2者への介護の品質が確保されない懸念がある。適切な介護が実施されないと認知症の悪化が促進され、介護度の重度化・先々の介護費用の増大につながる。また、介護の品質低下は「仕事と介護の両立」の問題にも影響を与える。経産省は、30年度試算の数字として、現行水準の介護離職の経済影響を1兆円、ビジネスケアラーの生産性低下を7.9兆円と試算している。介護費用削減だけでなく、経済影響全体も考慮した判断が必要だ。 【佐伯章文】